

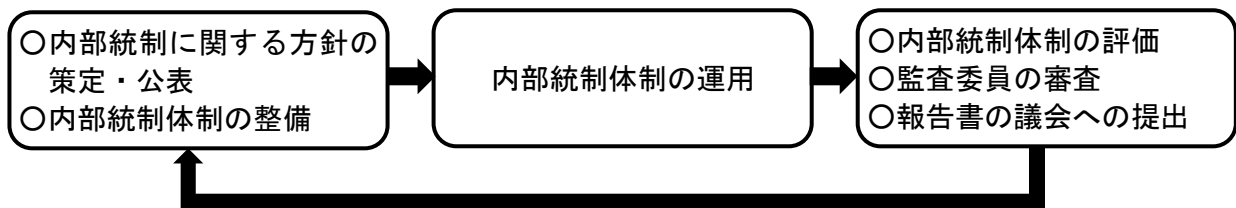
地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)の概要 《内部統制制度関係》

【地方公共団体における内部統制】 R2. 4. 1 施行

住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する。

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）
- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

内部統制のサイクル（イメージ）



改正地方自治法第 150条（令和 2 年 4 月 1 日施行）

（財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等）

第 150条 都道府県知事及び第 252条の19第 1 項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

- (1) 財務に関する事務その他総務省令で定める事務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの
- 2 (略)
 - 3 都道府県知事又は市町村長は、第 1 項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 都道府県知事、指定都市の市長及び第 2 項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも 1 回以上、総務省令で定めるところにより、第 1 項又は第 2 項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。
 - 5 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。
 - 6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。
 - 7 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - 8 都道府県知事等は、第 6 項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、第 1 項又は第 2 項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。